

新 名 称	旧 名 称
熊本県立熊本専修職業訓練校	熊本県熊本職業訓練所
熊本県立鹿本専修職業訓練校	熊本県鹿本職業訓練所
熊本県立人吉専修職業訓練校	熊本県人吉職業訓練所
熊本県立天草専修職業訓練校	熊本県天草職業訓練所
熊本総合高等職業訓練校	熊本総合職業訓練所
荒尾総合高等職業訓練校	荒尾総合職業訓練所

◇認定職業訓練の 拡大と実施体制 が強化された

(一) 職業訓練の認定

事業主の行なう職業訓練に関し、従来養成訓練のみに限られていた都道府県知事の認定の制度を、すべての職業訓練について認定を受けうることとなったこと、認定を受けた職業訓練に対しては、都道府県は積極的に援助を行なう振興に努めることとなった。

□ 職業訓練法人

事業主、特に中小企業の事業主が共同して職業訓練を行なう場合などに、

(二) 施設の名稱

認定職業訓練を行なう事業主等は、その設置する職業訓練施設の名稱中に専修職業訓練校、または高等職業訓練校という文字を用いることができることになった。

◇職業訓練指導員 免許資格が強化 された

職業訓練指導員とは、法定職業訓練において訓練を担当する者をいう。すなわち、養成訓練、および能力再開訓練における職業訓練指導員は、労働大臣の免許（都道府県知事に権限委任）を受けた者でなければならないことになっている。免許資格としては、職業訓練大学校で行なわれる指導員訓練の一定の訓練課程を修了した者、および職業訓練指導員試験に合格した者、ならびに職業訓練指導員の業務に関して前者と同等以上の能力を有する者とされている。なお、従来の「三十五時間訓練」については教科など、抜本的に検討されることになっている。

◇技能検定の拡大 と実施体制が整 備された

(一) 技能検定は、技能労働者の職業に必要な能力を開発し、および向上させ、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに経済および社会の発展に寄与することを目的としているが、これを達成するためには、今後西欧な

◇職業訓練審議会 が必置機関にな った

職業訓練計画、その他職業訓練および技能検定に関する重要事項を調査審議するための都道府県職業訓練審議会が必置機関として設置することになった。本県においては、昭和四十四年十月一日をもって熊本県職業訓練審議会が設置された。

(職業訓練課)

中小企業の 構造改善

中小企業対策は、昭和三十年頃までは、個々の企業の合理化、近代化に重点をおいてきたが、その後、経済環境の著しい変化に伴い、昭和三十六年、中小企業基本法、中小企業近代化促進法が制定されるにいたり、中小企業の近代化及び高度化促進が打出され、さらにこれに拍車をかける意味で「構造改善」という構想が唱えられた。

最初に制度化されたのが、昭和四十二年度の「特定繊維工業構造改善臨時措置法」の制定による繊維工業の構造改善である。

ついで、昭和四十三年七月に、中小企業政策審議会企画委員会では、「今後の中小企業政策のあり方について」の中間報告の中で、労働力不足や資本の自由化に対応して早急に近代化していかなければならない業種、特に、発展途上国の追上げなどに立向かうため、十分な施策を投入して緊急に近代化する必要がある業

種について、業界や産地が一体となって自主的に構造改善計画をたて、これに対して総合的な施策を講ずる必要があると強調したのである。

中小企業庁においては、この中小企業改善政策審議会の答申のほか、資本自由化の実施および特恵関税の供与に関する閣議決定の内容なども勘案して、昭和四十四年五月三十日に「中小企業近代化促進法」を改正して、中小企業の構造改善制度を創設した。

構造改善制度のあらまし

(一) 中小企業近代化促進法の指定業種のうちから、その構造改善を図ることが国際競争力を強化するため、緊急に必要な業種と認められる業種を「特定業種」として政令で指定する。

(二) この特定業種の商工組合等の法人は、その構成員の共通の連帯意識の下に、民間の英知、創造力、活力を十分に發揮して、自主的にその業種、業態に即応した構造改善計画を作成し、主務大臣の承認を受ける。

この主務大臣の承認を受けた構造改善計画に従って、構造改善事業を実施する中小企業者に対しては、政府は、金融、税制上の助成措置を重点的に講ずることとなっている。

構造改善制度の特色

(一) 構造改善計画の目標は「適正規模の実現を図ること」にある。

(二) 構造改善計画を業界が、「自主的に」作成すること。このことにより業界の組織化された構造改善意欲が自動的に担保されるばかりでなく、個別の中小企業者ごとの構造改善事業を明らかにすることが可能となり、その計画の推進、指導の面においても、計画の作成主体たる商工組合等が政府に対して責任をもって促進する体制が形成される。また、計画の内容の面においても、真にその業界、産地などの実情に即応したものになりうる等かずかずの利点がある。

(三) 商工組合等の構成員「ぐるみ」で構造改善計画を作成し、構造改善事業を実施すること。

(四) この構造改善事業を「緊急かつ徹底的に行なう」こと。発展途上国の追上げ、特恵関税制度の実施、さらに資本自由化など経済環境の急激な変化にかんがみ、構造改善事業を早急に実施することが基本となる。また、構造改善の究極の目標は、長期的視点に立った国際競争力の強化であり、そのためには、発展途上国の先進国への推移を想定し、それを上回る実力を涵養するものでなければならず、徹底した構造改善を実行するものでなければならない。

みに二百職種を目標として技能検定職種の拡大を図られること。

□ 技能検定協会の設立

技能検定職種の拡大に伴い、技能検定の試験に関する業務を行なわせるため、都道府県に技能検定協会を設立して試験実施の円滑な運営を図ることになった。

本県においては、昭和四十四年九月二十九日に熊本県技能検定協会が設立され、十月一日から発足した。

構造改善に対する助成 措置

金融面

- (イ) 構造改善特別貸付制度
一企業当り八千万円 金利年七分
返済期間 十年
- (ロ) 対象 土地建物 機械設備等
- (ハ) 中小企業振興事業団の優先的活用

(ニ) 転業資金制度

税制面

- (イ) 二分の一の割増償却
- (ロ) 構造改善準備金制度の利用
- (ハ) 合併等の場合の法人税、登録免許税の軽減

構造改善の推進状況

政府は、「構造改善」の計画を提出したマッチ、みがき棒、洋がさ骨、織布の四業種を昭和四十四年五月に政令で指定し、「中小企業の構造改善」は事実上スタートを切ったのである。

なお、この政令指定は、その業種の構造改善にふさわしい計画の作成が期待され、またその業界に構造改善計画を推進する体制の整っているものから随時指定することとなっている。

熊本県の業界の中でも、清酒、印刷、鋳物、しょう油等で構造改善の意欲が高まり、構造改善の目標、実態調査、啓蒙構造改善計画の検討が進められている。

(工鉱課)